

養育費の取り決めに関する 費用を補助します

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費などです。子どもの生活を保障し成長を支えていくために、養育費を取り決めましょう。

区では、養育費の取り決めに関する公正証書の作成や家庭裁判所の調停申し立て等にかかる費用、ADR（裁判外紛争解決手続）の利用費用について、補助を行います。

1 どんな人が利用できるの？

- 1) 台東区在住で、18歳になった最初の3月31日までの児童を養育している方
- 2) 養育費の取り決めのため、強制執行認諾約款付の公正証書作成や家事調停・家事審判の申し立て、ADRを利用した方（費用を負担していること）
- 3) 養育費を受け取る方（＝債務名義を有している方）
- 4) すでに対象児童に対して他自治体等で同種の補助金の交付を受けた方は対象外です。

2 どれくらい給付されるの？

- 1) 補助の対象となる費用（申請者が費用を負担した分に限りです）

公正証書の作成・・・公正役場に支払った公証人手数料及びその他費用
家事調停の申し立て・・・収入印紙代・戸籍謄本等添付書類取得にかかる費用・裁判所からの連絡用郵便切手代等
家事審判の申し立て・・・収入印紙代・戸籍謄本等添付書類取得にかかる費用・裁判所からの連絡用郵便切手代等
ADRの利用・・・認証ADR事業者（弁護士会等）への依頼料・手数料等・調停にかかる費用等



- 2) 補助上限額 それぞれ3万円まで



3 その他

国、都、台東区の調査・アンケートにご協力いただくことがあります。



裏面もご覧ください 

3 申請から支給までの流れ



①相談 … 必ず事前（作成前）にご相談ください。※予約制です。

②養育費の取り決め・対象経費のお支払い
領収書（レシート）は、補助金申請まで大切に保管ください。

③補助金の申請

公正証書や調停調書の作成日、ADRによる合意が成立して契約等を作成した日から6か月以内に申請してください。

申請書類は、いずれも原本をお持ちください。その場でコピーのうえ、ご返却します。

- 【必要書類 共通】
- 台東区養育費受け取り支援事業補助金交付申請書（区様式）
 - 住民記録情報等の取得等に関する同意書（区様式）
 - 申請者名義の口座番号等が確認できるもの（預金通帳等）

【公正証書の場合】

- 公正証書（強制執行認諾文言がついているもの）
- 公証人手数料の領収書

【調停等の場合】

- 調停調書等
- 収入印紙代のレシート
- 戸籍謄本等取得代のレシート
- 裁判所からの連絡用切手代のレシート

【ADRの場合】

- 契約書等の写し 領収書
- 助成対象経費の分かる書類

このほかに、区が必要と定める書類をお願いする場合があります。

④交付決定通知発送 … ○支給の可否や支給決定額について区から通知いたします。

⑤請求書の提出 … ○支給決定通知を受け取りましたら、請求書を提出してください。

審査・支給



【お問い合わせ・申請先】

台東区役所子育て・若者支援課(6階⑥窓口)
〒110-8615 台東区東上野 4-5-6
Tel.5246-1232 (直通)

※ご相談や手続きでご来庁の際は、事前予約をお願いします。

